

令和8年 春の叙勲

令和8年春の叙勲・第46回危険業務従事者叙勲が発表され、志賀町から次の3名が受章されました。

令和8年 春の叙勲

川田 一久 (70歳) 酒見 元志賀町消防団団長

瑞宝単光章

消防功勞



昭和50年1月に旧富来町消防団第6分団に入団以来、34年3カ月間にわたり、消防の第一線で献身的に活躍しました。平成20年4月に消防団長に就任してからは、卓越した指導力と統率力を発揮し、町消防団の発展と地域防災力の向上に尽力しました。平成19年の能登半島地震や住宅火災などの災害現場では、豊富な経験と冷静な判断力を生かして団員を指揮し、住民の安全確保や被害軽減に貢献。また、培った知識と経験を生かし、団員の育成や防火思想の普及にも尽力しました。「この受章は消防関係者の皆さんのお陰であり、妻の理解と支えにも感謝しています。今後も地域のため、災害時には協力していきます」と話しました。

令和8年 春の叙勲

牧出 浩美 (65歳) 仏木 元日本郵政公社職員

瑞宝単光章

郵政業務功勞



昭和59年11月から郵政事業に携わり、40年間にわたり郵政事業発展に尽力してきました。志賀町をはじめ、金沢市、羽咋市、中能登町、七尾市などの郵便局に勤務し、「地域の皆さまに寄り添ったサービス」を心がけ、親身な対応と丁寧なサービスに努めてきました。西浦郵便局長として5年間務めた際には、令和6年能登半島地震を経験。西浦郵便局の建物が被災した中でも、社員と共に困難を乗り越えました。「多くの皆さまの多年にわたる指導、支援の賜と深く感謝しています。この荣誉に恥じることはないよう、何事にも感謝の気持ちを忘れずに一層精進していきます」と話しました。

第46回 危険業務従事者叙勲

三谷 正弘 (71歳) 東小室 元羽咋郡市広域圏事務組合消防司令長

瑞宝双光章

消防功勞



昭和51年4月に消防士として採用されて以来39年間にわたり、地域の防災・防火体制の充実に尽力してきました。羽咋郡市広域圏事務組合立ち上げ時期には、通信指令室で約5年間、出動要請業務を行いつつ、各町から上がってきたデータの整理・まとめを主に担当しました。これにより、連携体制の強化と迅速な対応に貢献しました。「多くの方々に支えられてきたことに感謝し、この荣誉に恥じないよう、今後も感謝の気持ちを忘れずに努力を続けていきます」と話しました。

誰でも、どこでも、自分らしく

毎年6月23日から6月29日までの1週間は、男女共同参画週間です。

男女が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け設けられています。



志賀町文化協会主催 初夏の文化祭

皆さま、お誘い合わせの上、ぜひご来場ください。

日時 6月13日(土) 9:00～17:00 各種展示
6月14日(日) 9:00～16:00 //
13:30～16:00 式典・アトラクション

場所 志賀町文化ホール

▼去年の様子



令和9年

志賀町二十歳のつどい実行委員を募集します

志賀町では新成人の代表者が組織する「実行委員会」によって「志賀町二十歳のつどい」を運営しています。令和9年1月に予定している「志賀町二十歳のつどい」を挙げるにあたり、運営を行う実行委員を募集しています。興味のある人はぜひ、下記まで連絡してください。

◆対象 平成18年4月2日～平成19年4月1日生

☎生涯学習課 二十歳のつどい担当 ☎32-9350
FAX: 32-3933 E-mail: gaku@town.shika.lg.jp



令和8年志賀町二十歳のつどい実行委員の皆さん

文芸教室

富来俳壇

夢うつつまどろむ朝に春の風 玉川 由美子

細枝にしなやかに揺れ紫木蓮 前川 美代子

満開の花に人混む無人駅 松本 慶子

はな便り世界中の和平待ち 小谷内まち子

雨上がり静かに煌めき花筏 藤川 増野

動画みてひ孫の歩み風薫る 川田 まさを

風光る木々の葉色の動きかな 安田 紀美恵

海鳥の羽ばたく空や風光る 高岩 満

裏山や夜明けを告げるもも千鳥 屋敷 香陽

晴れた空行けぬ悔しさ蔵採り 新澤 和子

地震三年新緑の山目の憩ふ よしへひてふ

投稿 短歌、俳句、川柳

思い出の一ページかな孫20才 堀 禮子

何想う回りにくねるる蜷の道 土田 エミ子

昭和にて産声を上げ令和まで 光 雄

平々凡々気付けば八十路に 光 雄

うぐいすのさえずり聞きてみぎひだり 志津江

仰ぎ見る先木の天辺に 志津江

貴女もねデイのルームで声掛ける 松本 理希三

九十路の教師 教え子八十路 松本 理希三

農道に軽四トラック連なりて 久 世

きようは総出の溝堀りと知る 久 世

初夏日和桜満開遠く仰ぎ 代 子

残雪眩し立山の峰 代 子

「文芸教室」に掲載する作品を募集しています。短歌、俳句、川柳については一首（一句）として、毎月25日までに送付してください。（連絡先必須）紙面の都合上、掲載できない場合もありますのでご了承ください。■宛先/〒925-0198 志賀町末吉千古1-1 志賀町教育委員会 生涯学習課まで

今年度の健診・がん検診は、6月から始まります。

詳しくは5月に郵送した案内通知・受診券を確認してください。

- 医療機関での健診は、予約が必要な場合があります。事前に医療機関に確認してください。
- 集団健診は予約制です。希望日の3日前までにWEBまたは電話で予約してください。それ以降の変更、キャンセルなどは、保健福祉センターに直接電話してください。
- 受診券は発送日時点の情報が反映されています。国民健康保険・後期高齢者医療保険の資格喪失後は利用できませんので注意してください。

【予約方法】WEB または 電話

電話での予約は大変混雑します。できるだけWEBでの予約にご協力ください。

- WEBの場合：右記のQRコードより予約画面にお進みください。志賀町ホームページ、志賀町公式LINEでも予約ができます。(受付時間：24時間)
- 電話の場合：保健福祉センター ☎ 32-0339 (受付時間：平日 9:00～12:00 / 13:00～16:00)



	年齢	加入保険	健診会場	健診期間	持ち物
特定健診 (メタボ健診)	40～74歳	志賀町国民健康保険	集団健診	6月8日(月)～11月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・健診受診券 ・マイナ保険証 または 資格確認書
			医療機関	6月1日(月)～9月30日(水)	
		上記以外の医療保険	被扶養者は、特定健診の受診場所や受診券の発行などについて、加入している健康保険組合(医療保険者)に問い合わせてください。		
健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上 ・65歳以上で保険加入の人 	後期高齢者医療保険	集団健診	6月8日(月)～11月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・健診受診券 ・マイナ保険証 または 資格確認書
			医療機関	6月1日(月)～9月30日(水)	
	30～39歳	志賀町国民健康保険	集団健診	6月8日(月)～11月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・健診受診券
	40歳以上	生活保護世帯		6月8日(月)～11月25日(水)	
がん検診 (胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)	40歳以上 ※子宮頸がん検診は20歳以上が対象	加入医療保険に関係なく受診できます。日程・費用などは、5月に郵送した案内通知で確認してください。		<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診受診券 ・検診費用 	

※ 医療機関や集団健診会場では引き続き、不織布マスクの着用が推奨されています。

健康ポイント事業は令和7年度をもって終了しました

国民健康保険および後期高齢者医療保険の加入者で、健診や人間ドックを受診した人に対し、志賀スタンプ会の「ときめきカード」またはとぎスタンプ会の「はっぴいカード」の100ポイントと交換できる健康ポイント引換券を配布する「健康ポイント事業」は、事業の見直しに伴い令和7年度をもって終了しました。

☎ 住民課 ☎ 32-9121 ☎ 保健福祉センター ☎ 32-0339 (平日9:00～12:00/13:00～17:00)

【後期高齢者医療制度】

令和8・9年度の保険料率が決まりました

ID 1859

後期高齢者医療制度の保険料率（均等割額、所得割率）は、法律により2年ごとに見直すこととされています。

現役世代の減少を踏まえ、増加する医療費を全世代で公平に支え合う制度の見直しや診療報酬の大幅な引き上げによる医療費の増加などの影響により、令和8・9年度の保険料率は、次のとおり改定となります。

また、令和8年度から、子ども子育て支援金制度の創設により、これまでの保険料（医療分）にあわせて子ども分が徴収されます。

■医療分

区分	令和6・7年度 (現行)	令和8・9年度 (改正後)
均等割額	50,760円	57,300円
所得割率	9.88% (9.41%) ※1	11.14%
賦課限度額	80万円 (73万円) ※2	85万円
1人当たりの平均保険料	83,023円 (月6,919)	96,822円 (月8,069)

※1 令和6年度は、軽減用所得割率を適用

※2 令和6年度は、激変緩和措置対象者は73万円

■子ども分 令和8年度より新設 (毎年算定)

区分	令和8年度
均等割額	1,360円
所得割率	0.24%
賦課限度額	2.1万円
1人当たりの平均保険料	2,196円 (月183)

均等割額…加入者全員が同じように負担する分

所得割率…前年の所得に応じて負担する分

■保険料の計算

	均等割額	所得割額	年間保険料
医療分	57,300円	(総所得金額等－基礎控除額) × 11.14%	上限：871,000円 (うち医療分85万円 子ども分2.1万円)
子ども分	1,360円	(総所得金額等－基礎控除額) × 0.24%	

◆軽減制度があります。

世帯の所得状況に応じて均等割額が7・5・2割軽減されます。

令和8・9年度においては、**【医療分】のみ**7割軽減が、**7.2割軽減**になります。

◆令和8年度の保険料額決定通知書は、7月中に順次お送りします。

※
令和8年度から普通徴収に係る暫定賦課(所得が確定するまでの仮の計算)を廃止し、前年の総所得金額などが確定した後に当年度の保険料を算出します。

保険料額の通知について、毎年4月に発送していた後期高齢者医療暫定保険料額決定通知書をなくし、7月に発送する保険料額決定通知(本算定)の年1回となります。

※ 暫定賦課とは、前年の所得が確定していない時期に、前々年の所得を基に仮に保険料を算定する方法
(4月・5月・6月納期分)